

平成 21 年第 2 回大台町議会定例会会議録（第 1 号）

1．招集の年月日

平成 21 年 6 月 15 日（月）

2．招集の場所

大台町議会議場

3．開 会

6 月 15 日（月）

4．応招議員

1 番 稲 葉 信 彦 君	2 番 上 岡 國 彦 君
3 番 堀 江 洋 子 君	4 番 中 谷 隆 司 君
5 番 小 野 恵 司 君	6 番 直 江 修 市 君
7 番 前 川 怜 君	8 番 中 西 康 雄 君
9 番 山 本 勝 征 君	10 番 大 西 慶 治 君
11 番 濱 井 初 男 君	12 番 前 田 正 勝 君
13 番 中 谷 治 之 君	14 番 廣 田 幸 照 君
15 番 森 本 泰 典 君	16 番 松 原 隆之助 君

5．不応招議員

な し

6．出席議員数

16 名

7．欠席議員

な し

8．地方自治法第 121 条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町 長 尾上 武義 君	副町長 余谷 道義 君
教育長 谷口 忠夫 君	会計管理者 上野 拓治 君
町民福祉課長 尾田 秀樹 君	生活環境課長 鈴木 好喜 君
報徳病院事務長 尾上 薫 君	教育課長 鈴木 恒 君
総務課長 高西 立八 君	企画課長 東 久生 君
建設課長 高松 淳夫 君	産業課長 野呂 泰道 君

総合支所長 戸川 昌二 君 税務課長 立井 靖樹 君
健康ほけん課長 大滝 安浩 君 大杉谷出張所長 寺添 幸男 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西山 幸也 君
同書記 北村 安子 君

10. 会議録署名議員の氏名

6 番 直 江 修 市 君
7 番 前 川 怜 君

11. 町長提出の議案の題目

議案第 72 号 大台町過疎地域自立促進計画（後期計画）の一部変更について
議案第 73 号 大台町公園条例の一部を改正する条例について
議案第 74 号 平成 21 年度大台町一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 75 号 平成 21 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 76 号 平成 21 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 77 号 平成 21 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）

12. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 37 号 大台町過疎地域自立促進計画（後期計画）の一部変更について
日程第 5 議案第 73 号 大台町公園条例の一部を改正する条例について
日程第 6 議案第 74 号 平成 21 年度大台町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 7 議案第 75 号 平成 21 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8 議案第 76 号 平成 21 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9 議案第 77 号 平成 21 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 10 号 一般質問
・ 山 本 勝 征 議員
・ 濱 井 初 男 議員
・ 大 西 慶 治 議員
・ 廣 田 幸 照 議員

(午前 9 時 00 分)

開会の宣言

議長 (中西 康雄君)

皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから、平成 21 年第 2 回大台町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

説明のための出席者

議長 (中西 康雄君)

地方自治法第 121 条の規定により、出席された方々の職、氏名は、尾上町長、余谷副町長、谷口教育長、上野会計管理者、尾田住民福祉課長、高西総務課長、鈴木生活環境課長、尾上病院事務長、鈴木教育課長、東企画課長、高松建設課長、野呂産業課長、戸川総合支所長、立井税務課長、大滝健康ほけん課長、寺添大杉谷出張所長、以上です。

議事日程の報告

議長（中西 康雄君）

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

日程については、去る 6 月 8 日に開催された議会運営委員会で協議された会議の進め方について、事務局長から説明させます。

事務局長。

議会事務局長（西山 幸也君）

おはようございます。

それでは、平成 21 年第 2 回定例会の進め方について、ご説明申し上げます。

お手元に配布の審議の予定表をご覧ください。

会期につきましては、本日 15 日から 18 日までの 4 日間とさせていただきます。

次に、審議の予定でございますが、本日このあと会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告をしていただきます。次に議案第 72 号につきまして、提案説明をいただきます。次の議案第 73 号につきましては、説明から採決までをお願いいたします。

次に、議案第 74 号から議案第 77 号につきまして、提案説明をいただきます。

最後に、一般質問を行っていただきますが、今定例会には 9 名の方から一般質問の通告をいただいております。本日は 4 名の方から一般質問を行っていただき、散会の予定でございます。

6 月 16 日は、本会議を再開し、5 名の方から一般質問を行っていただきます。

6 月 17 日は、議案等調査のため休会とさせていただきます。

6 月 18 日は、本会議を再開し、初めに議会運営委員会、県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員会の閉会中の継続調査の議決をいただきます。

次に議案第 72 号及び議案第 74 号から議案第 77 号につきまして、質疑から採決までお願いいたします。

また、追加議案が提出される予定でありますので、その提案説明から採決をお願いします。

以上で閉会の予定ですが、それぞれの日程において、議事の進行上、会議が午後 5 時を過ぎると認められる場合は、事前に時間延長手続きを取りながら、進めてまいりたいと思います。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

会議録署名議員の指名

議長（中西 康雄君）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって

6番 直 江 修 市 君

7番 前 川 怜 君

を指名します。

会期の決定

議長（中西 康雄君）日程第2「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの4日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日までの4日間に決定しました。

諸般の報告

議長（中西 康雄君）日程第３「諸般の報告」を行います。

３月２日 「宮川福祉施設組合議会」が大台町役場で開催され、堀江議員と前田議員が出席いたしました。３月４日 「大台町茶業組合総大会」がグリーンプラザ大台にて開催され、大西産業建設常任委員長と私が出席しました。４月１４日 「多気郡町村議会議長会」が多気町役場で開催され、私が出席しました。４月２０日 「県町村議会議長会理事会並びに県施策に係わる意見交換会」が津市で開催され私が出席しました。５月１１日 「南三重活性化協議会通常総会」が松阪市で開催され、私が出席しました。５月１９日～２０日 「全国町村議会議長会研修会」が東京で開催され、私が出席しました。５月２７日 「奥伊勢広域行政組合臨時会」がクリーンセンターで開催され、中谷副議長と私が出席しました。

また同じ日に「紀勢地区広域消防組合臨時会」がクリーンセンターで開催され松原総務教育民生常任委員長と私が出席しました。

以上の会議等の資料につきましては、事務局で保管をしておりますので、ご覧ください。

また、監査委員より、２月分から４月分の例月出納検査結果報告が提出されております。

お手元にその写しを配布いたしましたので、ご覧ください。

議長（中西 康雄君）これで、「諸般の報告」を終わります。

議案第 72 号の上程

議長（中西 康雄君）

日程第４ 議案第 72 号「大台町過疎地域自立促進計画後期計画の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画課長。

企画課長（東 久生君）

議案第 72 号 大台町過疎地域自立促進計画後期計画の変更につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

大台町過疎地域自立促進計画後期計画につきましては、平成 18 年 6 月に策定し、計画に基づき各種事業展開をしているところでございますが、まちづくりの中で変更が必要となった事業や、新たに必要となった事業が発生いたしましたことから、総合計画との整合性を図りながら、変更させていただくものでございます。

変更の内容につきましては、１ページから変更前と変更後を対照表としてまとめました。１ページから 6 ページまでは各区分ごとに事業を総合計画の実施計画と整合性を図り、事業内容の変更、追加をさせていただくものでございます。

7 ページからは事業内容の変更、追加した事業を加えた年度別計画を参考資料として添付させていただいております。

なお、本計画の変更により、追加した事業の実施にかかる費用の一部は、財政支援のあります過疎対策事業債の適用を受けられることとなります。この計画の変更につきましては 2 割以上の変更がありますと、あらかじめ三重県との協議が必要となり、去る 4 月 6 日に協議が整ってございます。

今回、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 6 項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第 73 号の上程

議長（中西 康雄君）

日程第 5 議案第 73 号「大台町公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業課長。

産業課長（野呂 泰道君）

議案第 議案第 73 号「大台町公園条例の一部を改正する条例」について、提案理由のご説明を申し上げます。

この施設につきまして、県営地域用水環境整備事業において、平成 11 年度から着手し、平成 20 年 3 月をもって整備完了いたしました。その一部を町民想いの場として公園利用をいたしたく、大台町公園条例に大台町栗生字高津廣 787 番地 1、三ツ谷池公園を加え、大台町公園条例の一部を改正するものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中西 康雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6 番（直江 修市君）

6月9日の全員協議会で説明がございました。最初は2ヘクタールを公園とするという説明でございましたが、その後、変更があったということで、公園面積は5,518平米ということであります。

そこで、まず1点目に町が公園とする面積につきましては、県がこれを取得しその財産を町のほうに譲渡するというので、いわゆる町有地となるわけなので、そこを公園と指定するというのでありますが、この事業につきましては旧宮川村でも実施をされました。その際、県は起業地については用地の取得はしないということでございましたが、大台地域においての事業については、県はこれを取得しておるわけでございます。その理由について、まず伺いたいと思います。

それと取得費は当然かかっておるわけなので、この事業につきましては町も負担金も出しております。その負担金に取得分は加味されていないかどうかについて説明を求めたいと思います。

次に協議会では2ヘクタールを公園とするということから、管理費につきましては21万5,000円を要するという説明でございましたが、面積が2ヘクタールから5,500に減ったわけなので、これに伴って普通に考えますと、管理経費も減額になるんじゃないかというふうに思うんですけども、全員協議会で説明をされて管理費21万5,000円の変更はないのかどうかについて伺います。

この公の施設の設置条例の一部改正につきましては、このことによって経費が生じるか、生じないかというのは大事な点でございます。この点につきましては、既に21万5,000円の管理費が要るんだという説明でございました。当然そうなりますと、この改正案と同時に予算計上はされていなければならないというふうに思います。

それは地方自治法の第222条、普通地方公共団体の長は条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うものである時は必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないという規定でございます。

この案件については質疑から討論、採決までということになっております。その後、補正予算が提出予定ということでありますが、この第3号の補正予算の中にこの管理経費の計上がなされておられません。ということは地方自治法第222条が求めている的確に予算措置が講じられるまではこの議案を出してはならないという規定に反しているというふうに私は考えます。この点について説明を求めたいと思います。

1議案に対しまして、一括質疑でございますので、続いて質疑を行います。

地方自治法の第222条の対策ですね、通知、実例、凡例があるんですけども、第1項、つまりいま申しました項につきましては、地方公共団体の長は条例案等を議会へ提出する場合の制約であり、的確に講じられる見込みが得られるとは必要な財源の見通しが得られることを意味するものであり、具体的には既決予算の範囲内において処理すると認められる場合のほか、地方公共団体の長が予算案

を議会に提案した時をもって見込みが得られた時と認定すべきものである。すなわち本項は条例案を提出する場合は、これに必要な財源を計上する予算案を同時に提出することを要件とする趣旨であるということであります。この規定からも鑑み私は本案は要件を欠いておるというふうに、重ねてこのことについて答弁を求めたいと思います。

それと逐条地方自治法、これは松本英昭さんの著によるものでございますが、当該条例案等の提案と同時に関係予算が提出されれば問題がないが、係数整理等の都合上遅れることがあっても、同一会期中でなくてはならないということで、多少トーンが下がっておりますけれども、これはあくまでも同時に予算案を提出しなければならないということが、まず大前提なんですね。それが大前提なんです。

係数等うんぬんというのがございますけれども、これはもう町当局においては21万5,000円というふうにはっきり管理費を決めてございますから、この後段の同一会期中でもいいよということは、今般の町の事務事業の遂行においては該当しないと私は判断します。つまりもう既に公園の管理費はこれだけだとはっきり説明されておるんですからね、ですから前段しかないんですね、同時に出しなさいということ以外の方法は私はないと思うんです。そういうことであります。当然その公園につきましては、条例に指定管理者に管理を委任するという規定がございます。その条例に基づいて町としては指定管理者を指定していくと、それで大台町の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条には、公募によらない指定管理者の候補者の選定ということで、町はこの項を私は選択して、公募によらない指定管理者の選定事務をされると思うんですね。

それは当然それなりに指定管理者となられる団体との協議は、当然されておると思うんです。そこでは管理費についても言及をされておると思うんです。それでこの条例に基づく施行規則の第5条の5には大台町が支払うべき管理費用に関する事項というのがございまして、これに基づいて指定管理者と協定を結ぶと、いくら払いますよという協定を結ぶわけなんで、その前段に当然協定を結ぶということは、これは支出負担行為ということになるわけですから、その支出負担行為をする以前に、予算は計上されていなければならんという流れになるわけなんですね。

したがいまして、施行日が7月1日ということでありまして、今日は15日ですから、もう16日には公園が指定管理者によって管理されている状態になる。供用が開始されるという状態になるということで、半月間、15日間にこの選定作業から議会の議決から審議会から、議決から協定からというふうな事務万端について、もう段取りができておる筈です。

当然協定を結ぶ時の管理費についても予算計上をなされていなければならんわけなんで、私はこの設置条例と7月1日から施行されるという公の施設の管理運営費について、協定を結ぶという段取り

になっておるのに、何故この補正予算にあがってきてないのかということについて、甚だしく疑義を感じるわけなんです。この流れについて説明を求めたいというふうに思います。

で、この後、討論、採決ということでありまして、議会がこの案件について可否をくだすということで、議会側にその仕事が今度移るという流れになっていくわけなんです。そこで 222 条にこれは当局が違反しておるか、していないかという答弁があるかないかということも大事ですけれども、仮に 222 条に違反する案件であっても、議会が議決してしまえば有効に成立したものとなることからすれば、同条は義務規定か訓示規定かということの問い掛けに対する解説なんですけれども、ここで町側は同条に当然拘束されるし、同条に反するような取り扱いをすべきでないことは当然であると。

議会が違法であるという案件を仮に可としても、町としては 222 条に拘束され、あるいは反するような取り扱いをすべきではないということになっておりますから、やはり私はひるがえって、逆上って町がこの条例改正案と予算を出してきておらないというのが、一番問われるところだというふうに思うんですね。

このことができない、何も困難な状況ないわけなんです。あるとすれば、その説明を求めたいというふうに思いますし、ということなんです。

私、実は碁の本をこの頃、読んでおるんですけれども、定石どおりに布石してこなければ、やはりきちっとその咎を問うというような言葉もございまして、まさに私は定石どおりに当局は仕事をしてきてない。これについてやっぱり議会はその責に対して咎めるということも必要なんだということを、私はこういうじゃあ流れの中で当局へそのことを、ひとつ答弁をいただきたいというふうに思います。

- - - - -

議長（中西 康雄君）

産業課長。

- - - - -

産業課長（野呂 泰道君）

直江議員より公園設置条例一部改正条例につきましてご質疑をいただきました。まず 1 点目の公園の面積の中に、用地を取得している、県が用地を取得しとる理由についてということでございます。

この公園につきましては、三つの池を整備するという大きな区域の中で整備をしとるわけござい

ます。その中で三ツ谷池、来が谷池との間に、田と一部宅地といったような地目等があって、この整備自体が平成 11 年ということでございます。その三ツ谷池と来が谷池の間に、ひとつの公園整備をしたいということの地域との要望の中で、説明をさせていただきました 5,518.17 という面積につきまして、用地買収を県のほうがして、今回公園の整備という区域ということで提案させていただいたわけでございます。

この田とか宅地というところの地目があったところで、地元からの要望により県が用地買収をしたということでございます。真手の旧宮川の真手地域においては現況の山と池、池尻というところの中で整備をしたという範囲で、今回のこの三ツ谷池公園につきましては、池と池の間に宅地、田といったものがあるということで、県が用地買収をしたという経緯でございます。

次に 2 点目でございます。町の負担の中にこの用地買収は入っておるのかということでございます。申し訳ございません、手持ちに資料がございませんので、後にご返答させていただきたいと思います。

次に 3 点目の 2 ヘクタールの管理費が 21 万 2,000 円ということで、この後、追加補正をさせていただくわけですが、2 ヘクタールの時に 21 万 2,000 円ということで、私のほうで全協でもご説明をさせていただきました。面積が 5,950 ということで 2 ヘクタールのうち 5,950 平米に対して、維持管理をするということで説明させていただきました。その後、公園の土地が 2 ヘクタールから 5,518 平方メートルに変わったということで、管理費は変わらないのかということでございます。

全協でもご説明させていただきましたように、全体のこの公園管理につきましては、面積をプランメーターで面積を図りました。多少の誤差の中でそれぞれ管理をするためには、草刈り、草取り等の面積をわけまして計算をさせていただきました。その後、生活環境課、町よりもそれぞれの面積をもう一度見直すということですが、基本的にはこの 5,950 が、5,518 平米メートルに変わったことにつきまして、多少差異は出てくると思いますが、この草取り、草刈りという内容でございますので、このまま進めさせていただきたいと考えております。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長（高西 立八君）

失礼します。

4 点目の予算に伴う条例、地方自治法 222 条の件でございます。もう議員ご指摘のとおり地方自治法第 222 条で予算を伴う条例、規則等の制限がございます。去る 6 月 9 日の全協の後で、ちょうど 6 月 10 日で法制執務研修がございまして、講師は第 1 法規の先生でございましたけれども、ここで一応この問題についてご指導を受けさせていただきました。このことの解釈でございますけれども、公園設置条例に委託料を支払うという文言がないということであれば、指定管理者制度の議案と同時に出したら、それでいいというふうな指導を受けたわけでございますけれども、いま直江議員さんのほうから、必要財源とか逐条の解説いろいろご指摘をいただきました。

私もそれにつきまして、そのあと考えさせていただきました。この中でやはり議員ご指摘のとおり、草刈り、草取り等、もう既に予定ではございますが、そういう間隔というんですか、草刈りにいくら、何にいくらというもので予定、予定ではございますけれども、指定管理者が決まった中でその辺の話し合いが行われて委託料を払うという結果になってくると思います。

そういう中でこの解釈につきましては、やはり第一法規の先生も言われたように、この時点がやはり委託料を払う前提となっていると、直江議員さんもそういうことでは言われましたけれども、私その後、いろいろ考えたところ、やはりもう。確かに指定管理者のほうは経費は何もいりませんよというような話になれば、違うかもわかりませんが、当町の考え方は既に各公園、どの公園も委託料を払っております。そういうことからやはりこの公園設置条例をあげる時には、予算の確保が必要になってくるのではないかと、そのように考えておりますが、そういうことで大変申し訳ないと思っております。

できれば今後この公園設置条例をあげる時に、その時には関係予算を同時に計上させていただきたいと、そのように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

議長（中西 康雄君）

産業課長。

（「暫時休憩して」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

暫く休憩します。

再開は9時40分といたします。

（午前 9時 30分）

- - - - -

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

（午前 9時 40分）

- - - - -

議長（中西 康雄君）

暫く休憩します。

再開は10時ちょうどといたします。

（午前 9時 40分）

- - - - -

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

（午前 10時 00分）

- - - - -

議長（中西 康雄君）

産業課長。

産業課長（野呂 泰道君）

大変失礼いたしました。

2 点目の用地費は町の負担分に入っているのかということございます。25 パーセントが町の負担分
でございます。用地買収につきまして、その 25 パーセントのほうに入っておりますので、ご理解いた
だきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長（高西 立八君）

失礼します。

この公園設置条例の委託料の件でございます。いまご指摘のとおり地方自治法第 222 条の予算を伴
う条例についての制限でございます。先ほど私が申し上げましたとおり、今後はというように考えま
したけれども、今回、次に提案させていただきます一般会計の補正予算でございますが、それにつ
きましてその分を追加して、差し替えをしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思
います。

議長（中西 康雄君）

答弁漏れ。

議長（中西 康雄君）

暫時休憩。

（午前 10 時 02 分）

- - - - -

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前 10 時 03 分）

- - - - -

議長（中西 康雄君）

暫く休憩します。

再開は 10 時 30 分といたします。

（午前 10 時 03 分）

- - - - -

議長（中西 康雄君）

休憩前に会議を再開いたします。

（午前 10 時 30 分）

- - - - -

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続きまして会議を再開をいたします。

議運を再開いたしますために、45 分まで休憩をいたします。

もとい 11 時ちょうどまで休憩をいたします。議運の方、また委員会室へ。

（午前 10 時 30 分）

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

（午前 11 時 00 分）

議長（中西 康雄君）

先ほど議会運営委員会で話し合われた内容につきまして、事務局長より説明させます。

事務局長。

議会事務局長（西山 幸也君）

失礼いたします。

時間をとらせて大変申し訳ございません。先ほど議案第 73 号の公園条例の一部改正につきまして、直江議員からご指摘があり、議事がストップしておりました。議運で協議させていただきました内容について、ご説明をさせていただきます。まず議運ではまず撤回をして追加議案として出すべきかというようなことと、それから予算案、次の議案であります第 74 号であります、予算案を訂正すべきかと等々の意見がでました。

撤回すべきという意見に関しましては、条例自体に関しまして、瑕疵はないというようなことで、やはり出すべきではないかという決定し、それで次の議案第 74 号の予算案につきまして、差し替えを執行部のほうでお願いし、審議をしていったはどうかというような結論に達しましたので、ご報告をさせていただきます。以上です。

議長（中西 康雄君）

暫時休憩します。

（午前 11 時 02 分）

- - - - -

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前 11 時 03 分）

- - - - -

議長（中西 康雄君）

議案第 73 号の質疑を再開いたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

- - - - -

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

- - - - -

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 73 号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

議案第 73 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 73 号は原案のとおり可決されました。

議案第 74 号の上程～採決

議長 (中西 康雄君)

日程第 6 議案第 74 号「平成 21 年度大台町一般会計補正予算 (第 3 号) 」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (高西 立八君)

議案第 74 号「平成 21 年度一般会計補正予算 (第 3 号) 」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず歳出からその主なものにつきまして款別にご説明申し上げます。

12 ページをお願いします。2 款 総務費の財産管理費、12 ページでは、役場本庁舎と総合支所を光ケーブルで結んでおりますが、光ケーブルをそのまま庁舎 LAN に接続することはできないため、メ

メディアコンバータを光ケーブルと庁舎LANの間に取り付けています。このメディアコンバータに不具合があるため、修繕費 63 万円を計上いたしました。

また、企画費は、商工会青年部が主催する若者出会い事業に対して補助金 20 万円を新規で計上いたしました。大杉谷出張所費、12 ページから 13 ページでは、大杉谷地区を活性化させるための経費として、視察研修旅費、地域調査、イベント実施、マップ作成、記念写真集製作委託料などに所要の予算を計上いたしました。合計 243 万 8,000 円の追加でございますが、従来事業と合わせて過疎市町村等地域づくり支援事業補助金を 140 万円充当しました。

日進出張所費につきましては、職員が育児休暇に入ったため、その代わりとして臨時雇い賃金 123 万 9,000 円を計上いたしました。

公共交通事業費では、町営バス運行委託料 48 万 9,000 円を増額いたしました。これは道の駅までの路線延長によります算定変更による追加経費でございます。

大杉谷地域総合センター費では、駐車場に防護柵を設置する工事請負費 115 万 1,000 円を計上しております。

情報化推進費では、移動通信用鉄塔施設整備工事費 820 万円を減額し、委託料への科目更正を行いました。これは、工事費の中に直接移動通信会社へ供給する物品が含まれていたこと等によるものでございます。

地籍調査費、14 ページでは、地籍調査補助金の額が増額されましたことにより、地籍調査業務委託料 284 万 9,000 円を増額いたしました。

徴税費の税務総務費では、県からの緊急雇用創出基金事業補助金を受けまして、町税の徴収事務を補助する臨時職員を 3 ケ月雇用することにより所要の経費 52 万 5,000 円を計上いたしました。

各種統計調査費、15 ページでは、7 月 1 日を基準日として実施されます経済センサス基礎調査委託料が増額されましたことにより消耗品 5 万円を計上しました。

3 款 民生費の児童福祉総務費では、保育所広域入所委託料 1 名、3 ケ月分、24 万 9,000 円を計上いたしました。

4 款 衛生費の環境衛生費、16 ページでは本田小屋にある粗大ゴミ集積場の一部の土地、赤道でございますが面積 189.33 平方メートルを、平成 7 年に用途廃止を申請し、買い受けることを確約しております。今回買い受けることから既往使用料 7 万 5,000 円、その購入に要する経費 37 万 3,000 円を計上いたしました。また、江馬区と佐原区の墓地整備事業補助金 95 万円を計上いたしました。

生活排水処理事業特別会計への繰出金 521 万円を計上いたしました。

清掃費、16 ページから 17 ページでは、県からの緊急雇用創出基金事業補助金を受けまして、町内

にある道路等の沿線に不法投棄をされないよう巡回パトロールを実施いたします。また、不法投棄をされないよう防止ネットを張ったり、不法投棄のしにくいように草刈りなどを実施します。そのために、臨時職員 2 人を 9 ヶ月雇用することにもなう所要の経費 484 万 2,000 円を計上いたしました。

また先の議案第 73 号でお認めいただきました粟生地内の三ツ谷池公園の管理委託料 21 万 2,000 円を計上いたしました。

また、簡易水道事業特別会計へ繰出金 700 万円を計上いたしました。

5 款 農林水産業費農業振興費、17 ページから 18 ページでは、緊急雇用創出基金事業補助金で臨時職員一人を 6 ヶ月雇用し、農地台帳の整備を行うために、賃金 88 万 8,000 円と社会保険料 11 万 1,000 円を計上いたしました。

乾燥調整施設改修工事では 331 万 8,000 円を減額し、備品と修繕費へ科目替えを行いました。これは、乾燥機や刎摺り機等は単体のもので工事の必要性がなくなったことによるものであります。

また、鳥獣害防止総合対策整備事業資材費につきましては、大台町獣害対策協議会が事業主体として、行うこととしましたので、その負担金 335 万円を計上し、資材費 1,003 万円を減額いたしました。

平成 19 年度より地域苗木を育苗に広葉樹等育苗生産事業補助金を交付しておりますが、生産研修等が必要となったことから 28 万 5,000 円を増額いたしました。

粟生地内から奥伊勢パーキングへのふるさと農道整備に対して、ふるさと農道緊急整備事業計画策定業務 110 万 3,000 円を新たに計上いたしました。

林業振興費では、森林の適正な管理を行うために実施した間伐において、切り捨てられた間伐材を搬出する作業員を雇用し、ペレットやチップ材として有効利用するため、間伐有効活用推進事業委託料 1,126 万 6,000 円を計上いたしました。この財源につきましては緊急雇用創出基金事業補助金でございます。

林道費、18 ページから 21 ページでは、国の補正予算第 1 号に盛り込まれております 9 割程度の交付が見込まれます地域活性化公共投資臨時交付金事業といたしまして、林道西出菅合線他 3 路線の工事請負費、委託料及び事務費など総額 3 億 4,491 万 7,000 円を計上いたしました。またこの事業には「美しい森林づくり基盤整備交付金」を充当しており、この交付金は人件費の補助対象となることから、道路新設改良費から職員 2 名分の人件費を振替いたしました。

緑資源機構造林施業委託料は、事業量の増により 1,674 万 7,000 円を増額いたしました。また、森林環境創造事業の森林再生二酸化炭素吸収量確保対策事業では事業量の増により 100 万円増額いたしました。

循環型生産林整備事業費、21 ページでは高齢林整備間伐促進事業費補助金 3,400 万円を新たに計上

いたしました。この財源といたしましては「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の施行により、事業費の 50 パーセントが美しい森林づくり基盤整備交付金として、35 パーセントが高齢林整備間伐促進事業費補助金として交付されます。

未整備森林公的整備事業費の条件不利森林公的整備緊急特別対策事業委託料につきましては、認定林業事業体が直接事業ができるようになったため 2,000 万円を減額しました。

山村振興費では、長ヶ地区を対象として「ふるさと耕房大台」のあり方と地域住民のかかわりについてワークショップを行うための講師謝礼 23 万 2,000 円を計上しました。

6 款商工費の観光費、22 ページでは、緊急雇用創出基金事業補助金を受け、登山道ハイキングコース整備事業で 4 人分 6 ケ月間雇用いたします経費といたしまして 736 万 4,000 円を計上いたしました。もう一つは、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金を受け、観光交流推進事業を観光協会に委託します。3 人を 8 ケ月雇用する予定で、観光交流推進事業委託料 492 万 1,000 円を計上いたしました。

またコミュニティ助成事業の助成金を受けまして、祭り用備品として組立式ステージを購入します。もみじ館で使用している食器洗浄機等の修繕費 20 万円と冷凍冷蔵庫の購入費用として 80 万円を計上いたしました。

7 款 土木費 23 ページでは、J R との協議が整いましたので、J R 三瀬谷駅構内排水改良工事 200 万円と佐原地内排水改良工事 200 万円を新規に計上いたしました。

道路新設改良費は、林道費でご説明させていただきました理由により人件費の振替でございます。

橋梁新設改良費では、電柱移転費 50 万円を増額いたしました。

9 款 教育費、教育振興費 24 ページから 25 ページでは、豊かな体験活動推進事業を予算計上いたしました。これは宿泊地域の方々との交流と自然、交流と体験を通じて総合的な生きる力を育むことをねらいとして、大台地域にある三つの小学校が長期宿泊体験を行う事業に所要の経費総額 340 万 7,000 円を計上いたしました。

学校給食費では食器洗浄器の付属備品 104 万 9,000 円を増額いたしました。

社会教育総務費 26 ページでは、国際交流員が交代するため、新たにその帰国費用と自治体国際化協会負担金を計上いたしました。

次にこれらの補正財源について、ご説明申し上げます。

戻っていただきまして、7 ページをお願いします。

11 款 分担金及び負担金では、鳥獣害防止対策事業が協議会への直接補助事業となったため、受益者分担金 200 万円を減額致しました。同様に 13 款農業費国庫補助金、鳥獣害防止総合対策整備事業交付金 550 万円も減額いたしました。

林業費国庫補助金の清しい森林づくり基盤整備交付金は2億550万円を増額いたしました。

林道費に1億7,100万円、森林再生二酸化炭素吸収量確保対策事業費に1,450万円と、高齢林整備間伐促進事業費に2,000万円を充当しております。

14款 県補助金8ページでは地積調査補助金213万6,000円を総額いたしました。また過疎市町村等地域づくり支援事業補助金140万円は、大杉谷出張所費に充当しております。

森林環境創造事業補助金1,160万円の減額は、美しい森林づくり基盤整備交付金へ乗り換えでございます。森林再生二酸化炭素吸収量確保対策事業費補助金の増額170万円は、事業費の増と補助率の増によるものでございます。

条件不利森林公的整備緊急特別対策事業費補助金の2,000万円の減額は、認定林業事業体への直接補助となったためでございます。高齢林整備間伐促進事業費補助金につきましては1,400万円を計上しております。

商工費県補助金8ページから9ページでは、国の緊急雇用対策事業のひとつであるふるさと雇用再生特別基金事業補助金492万1,000円は、観光交流促進事業に充当しています。また緊急雇用創出基金事業補助金は、徴税事業に52万5,000円、環境美化推進事業に488万5,000円、農地台帳整備事業に99万9,000円、間伐材活用事業に1,126万6,000円、登山道整備事業に736万4,000円を充当しています。

教育費委託金では、豊かな体験活動推進事業委託金314万9,000円を計上いたしました。17款 財政調整基金繰入金は2,051万円を充当しております。予算上の財政調整基金残高は10億50万5,000円でございます。

19款 諸収入、10ページでは、事業費の増による緑資源機構造林受託事業収入1,674万7,000円を増額いたしました。また、雑入ではコミュニティ助成事業助成金220万円を追加しました。これは、観光費に充当しています。

20款 町債、10ページから11ページでは、過疎対策事業債1,600万円を増額いたしました。「地域活性化公共投資臨時交付金」事業に充当しております。

以上、歳入歳出それぞれ4億2,834万3,000円を追加し、予算総額63億8,235万6,000円とさせていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- - - - -

議長（中西 康雄君）

日程第7 議案第75号「平成21年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 好喜君）

議案第75号「平成21年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

既定の予算に歳入歳出それぞれ700万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ4億1,240万円と定めるものであります。

まず、歳出からご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

2款簡易水道費、1項簡易水道費、2目簡易水道維持費で工事請負費700万円であります。県道大宮宮川線排水管布設替工事費700万円でございます。

次に歳入について、ご説明申し上げます。5ページをお願いします。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金で一般会計繰入金700万円でございます。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

（議長休憩」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

暫く休憩します。

再開は11時30分といたします。

（午前 11時 20分）

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

（午前 11 時 30 分）

議案第 76 号の上程

議長（中西 康雄君）

日程第 8 議案第 76 号「平成 21 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長。

健康ほけん課長（大滝 安浩君）

議案第 76 号 平成 21 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、介護従事者処遇改善臨時特例基金の繰入れが主で歳入歳出それぞれ 11 万円を追加し、予算の総額を 10 億 9,825 万 4,000 円とするものでございます。

最初に歳入からご説明申し上げます。5 ページをお願いします。5 款 財産収入では介護従事者処遇改善臨時特例基金利子 1 万円を計上しました。

7 款繰入金では、介護給付費準備基金繰入金 215 万 5,000 円を減額し、新たに介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金 225 万 5,000 円を計上いたしました。

次に 6 ページでございます。歳出でございますが、1 款総務費で、パンフレット印刷代として 10 万円を計上いたしました。

2 款 保険給付費につきましては、介護給付費準備基金繰入金 215 万 5,000 円と介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金 215 万 5,000 円の組替えにより、充当先を振り替えました。同額のため補正財源の増減はございませんが、財源更正を行ったことが分かるように表示してございます。

4 款 基金積立金では、介護従事者処遇改善臨時特例基金利子分 1 万円を計上いたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第 77 号の上程

議長（中西 康雄君）

日程第 9 議案第 77 号「平成 21 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 好喜君）

議案第 77 号 平成 21 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

既定の予算に歳入歳出それぞれ 521 万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 8,415 万円と定めるものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。6 ページをお願いします。

2 款施設費、1 項生活排水処理施設費、2 目下水道整備事業施設費で工事請負費 441 万円でありますが、下水道最終処理場、クリーンピア宮川の場合内排水ポンプ改修工事費 441 万円でございます。

3 款維持費、1 項生活排水処理維持費、2 目下水道整備事業維持費で需用費 80 万円は、菅小屋地内にあります幹線ポンプ P - 8 号の浸水による 8 号ポンプの修繕するためでございます。

次に歳入についてご説明いたします。5 ページをお願いします。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金では、下水道整備事業一般会計繰入金 521 万円でございます。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中西 康雄君）

しばらく休憩します。

再開は午後 1 時といたします。なお午後 1 時より一般質問を行います。よろしく。

（午前 11 時 35 分）

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1 時 00 分）